

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本車いすカーリング協会(以下「当法人」という。)の謝金支給に関して必要な基準を定めることを目的とする。

(謝金)

第2条 この規程は当法人が依頼した業務に従事した者に対し、別表に定める基準を限度に謝金を支給する。

2 当法人が必要と認めるときは、前項の謝金に加え交通費、日当及び宿泊料を支給することができる。

(謝金の調整)

第3条 前条の規定にかかわらず、補助事業、委託事業等に係る謝金においては当該事業の支給基準によることができる。また、それぞれの事業予算等を勘案して、年度開始前の理事会の承認をもって支給額を増減することができる。なお、年度内における支給額変更については、理事会の承認をもって行うこととする。

(補足)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、2019年6月4日から施行する。

謝金規程(別表)

別表

項目	基準限度額
強化スタッフ(*1)	30,000 円/1 日
支援スタッフ・ボランティア通訳	10,000 円/1 日
競技用具担当スタッフ	17,500 円/1 日
ドクター	50,000 円/1 日
海外招聘コーチ(強化事業のみ)	100,000 円/1 日
講義講師(*2)	10,000 円/1 日
通訳(国際大会・国際会議)	100,000 円/1 日
その他の通訳	50,000 円/1 日
翻訳(*3)	6,000 円/1 日
講師	10,000 円/1 日
大会・講習会運営	10,000 円/1 日
医事業務	50,000 円/1 日
登録選手(講演会の講師等)	10,000 円/1 日

日当

項目	基準限度額
審判員	10,000 円/1 日
アイスメーカー	10,000 円/1 日
タイマー(各選手権大会)	2,000 円/1 試合
通訳(海外合宿等)	10,000 円/1 日
帯同コーチ・スタッフ(合宿等)	10,000 円/1 日

・謝金は、上記の額を上限として支給する。

・依頼業務が1日に満たない場合は、上記金額を目安に調整し、支給する。

・上記項目を複数遂行する場合は、最も上位の金額を支給する。

*1 強化スタッフ(強化責任者、コーチ、心理/栄養/映像(NF 専属)、トレーナー、管理栄養士、帯同審判員、看護師 など)

*2 資料を使用して行う解説等(アンチ・ドーピングに関する JADA 派遣講師など)

*3 外国語から日本語:枚(400 字/200 ワード)4,000 円、日本語から外国語枚(400 字/200 ワード)4,000 円